

つがる市
学校における働き方改革プラン 2.0

NEXT

令和7年4月
つがる市教育委員会

目 次

1	本プランの目的・位置づけ	1
2	旧プランの検証（令和6年度までの成果と課題）	
	（1）働き方改革4つの数値目標の達成状況	3
	（2）成果と課題	3
3	働き方改革に係る推進のイメージ	4
4	旧プランから継続する取組内容と方向性	4
5	新たな取組	8
6	つがる市働き方改革4つの数値目標	10

1 本プランの目的・位置づけ

本プランは、令和3年12月に策定した「つがる市 学校における働き方改革プラン」※（以下「旧プラン」）の成果と課題を踏まえ、教員が心身ともに健康でやりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていくことを表明するとともに、集中的に取り組むべき具体的な取組をまとめ、学校における働き方改革をさらに加速させることを目的としています。

本プランに掲げた目標を達成すべく、教育委員会は、校長とともに教育職員（以下「教職員」）の長時間勤務の改善と負担軽減に取り組み、本市学校教育の充実を目指します。教職員がワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って学校教育活動に取り組むことで、教職員自身はもちろん、子どもや保護者、地域の方々も笑顔あふれるつがる市の教育の実現を目指します。

なお、今後成立が見込まれる「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、新たな計画の策定・公表が必要となることから、令和8年度を目途に本プランの内容を包含し、法律の内容に即した新たな計画を策定することを想定しています。

※旧プランは、「つがる市立小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」（令和3年つがる市教育委員会規則第4号）の規定に基づき、本市教育職員の上限時間が、原則1か月あたりの勤務時間外在校等時間45時間以内、1年あたりの勤務時間外在校等時間360時間以内となるよう、計画的かつ継続的に実行していくべき取組等をまとめたものです。

<参考>

【つがる市小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則】

令和3年11月1日つがる市教育委員会規則第4号

（趣旨）

第1条 この規則は、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年青森県条例49号）第7条の規定に基づき、つがる市立小学校及び中学校の教育職員（同条例第2条第2項に規定する教育職員をいう。）（以下「教育職員」という。）が正規の勤務時間（同条例第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他の教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

（在校等勤務時間から所定の勤務時間を除いた時間の上限等）

第2条 つがる市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。）第7条の指針に規定する在校等時間をいう。以下同じ。）を除いた時間

を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的な所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う。

(1) 1月について100時間未満

(2) 1年について720時間

(3) 1月ごとに区分した各期間に当該期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において1月当たりの平均時間について80時間

(4) 1年のうち1月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6月

(その他の事項)

第3条 この規則に定めるもののほか、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が定める。

附則

1 この規則は、令和3年12月1日より施行する。

<つがる市の学校における働き方改革の目的>

- 限られた時間の中で、どの教育活動を優先するかを見定め、校務分掌の割り振りや環境整備の取組等を通じて、学校事務職員を含めた教職員の長時間勤務の改善と負担軽減に取り組み、本市学校教育の充実を目指す。
- 教職員が、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くために、働き方に対する意識改革の必要性を理解し、学校教育活動に取り組むことにより、教職員はもとより、子どもや保護者、地域の笑顔あふれるつがる市の教育の実現を目指す。

2 旧プランの検証（令和6年度までの成果と課題）

（1）働き方改革4つの数値目標の達成状況

令和6年度の状況

単位：％

	数値目標	小学校	中学校	小中全体
1	時間外勤務が月80時間超の教職員割合0％	1.6	8.6	4.6
2	19時までに退勤する教職員の割合70％以上	91.3	63.3	79.0
3	年次休暇取得日数5日以上100％ (令和2年度88％)	100.0	95.6	98.0
4	年次休暇平均取得率30％以上 (令和2年度25.5％)	35.6	33.0	34.5

（2）成果と課題

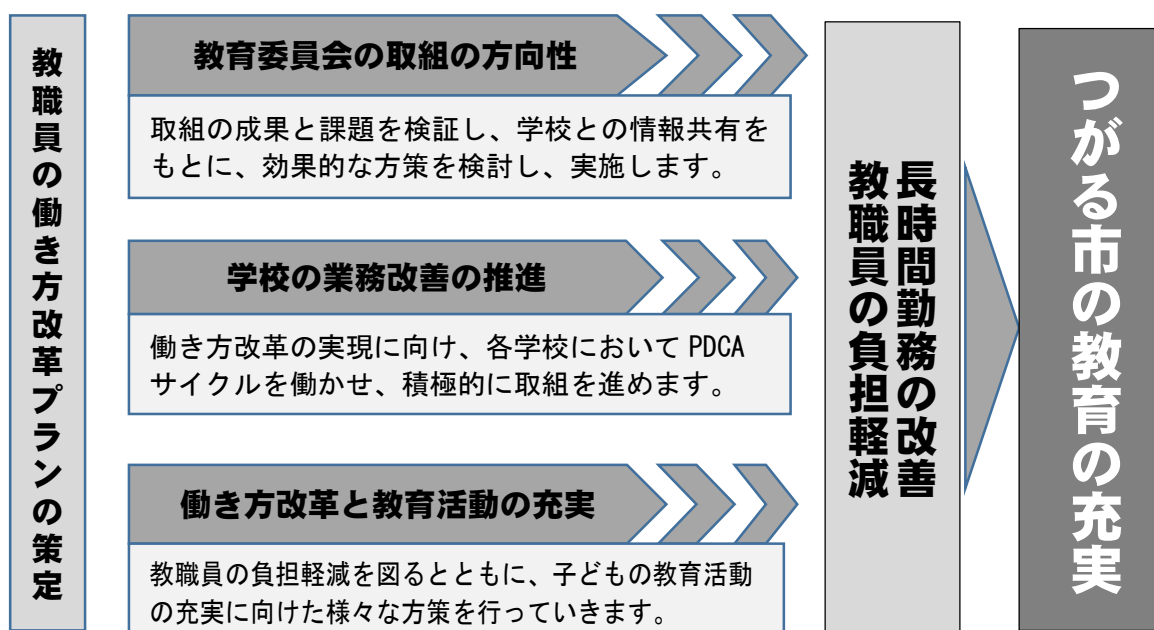
令和6年度のデータから数値目標の達成状況を見ると、数値目標4「年次休暇平均取得率30％以上」は小学校、中学校ともに良好な状態にあります。数値目標3「年次休暇取得日数5日以上100％」に関しては、中学校で達成できていない状況にあるものの、令和2年度の状況からは改善傾向にあります。このことは、年次有給休暇を計画的に取得するために、長期休業等における教育委員会事業や教職員研修を見直し、年次有給休暇を取得しやすい環境づくりを推進してきた取組や、学校における意識啓発が年次有給休暇取得を促したものと推察できます。また、小学校においては、数値目標2「19時までに退勤する教職員の割合70％以上」に関しても良好な状態であり、ワーク・ライフ・バランスのとれた生活の実現を意識した働き方をしている教職員が増加していることが窺えます。

他方で、中学校においてはさらなる対策が必要な状況にあります。併せて数値目標1「時間外勤務が月80時間超の教職員の割合0％」に関しては、小学校、中学校ともに達成できていない状況にあり、看過できない厳しい勤務状態にある教職員が一定数いることがわかります。教育委員会および校長は、「つがる市小学校及び中学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」が求める勤務時間管理の責務を改めて認識するとともに、労働安全衛生法の改正を踏まえ、教職員の健康管理にも十分に配慮していく必要があります。

3 働き方改革に係る推進イメージ

旧プランの成果と課題を踏まえ、働き方改革に係る取組を一層推進するためには、教育委員会と学校が取組の評価を迅速かつ正確に行い、成果と課題を共有するとともに、必要に応じて取組を柔軟に見直していく体制を確立し、教育委員会と学校が一体となって働き方改革を推進する必要があります。

本プランは、これまでの教育委員会と学校を取組を継続、進展させるとともに、課題に即した新たな取組を加えました。本市の教育の充実を図るため、教育委員会と学校が本プランに基づき、真に必要な教育活動を見極めたうえで学校の勤務環境を整備し、長時間勤務の改善や教職員の負担軽減に取り組み、学校における働き方改革を着実に推進していきます。



4 旧プランから継続する取組内容と方向性

教育委員会では、学校の業務改善と教育委員会の支援の2つの視点から、計画的、継続的に様々な方策を検討、実施し、働き方改革の実現に向けた不断の取組を行います。また、それぞれの取組については、進捗状況を把握し、本プランの実効性の確保に取り組んでいきます。

■学校の業務改善

取組名	定時退勤日の設定		
取組内容	市立学校において、原則毎週水曜日（各校の事情によっては、別曜日を指定）、すみやかな退勤を促す「定時退勤日」を設定し、教職員の休養の確保に取り組んでいきます。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	定時退勤日の取組推進		全学校で設定

取組名	健康に対する意識の向上		
取組内容	教職員健診・ストレスチェックシートを通して、健康管理体制を強化します。また、在校等時間が80時間を超える教職員に対する健康相談体制を充実させ、教職員の健康の保持増進を図ります。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	教職員健診・健康相談体制の充実		

取組名	朝型勤務の推奨		
取組内容	夏季休業中における教職員の朝型勤務を推奨し、勤務時間終了後の夕方以降プライベートの時間の拡大によるワーク・ライフ・バランス実現を図ります。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	本格実施に向けた検討		

取組名	年次休暇取得促進日の設定		
取組内容	年次有給休暇を計画的に取得するために、長期休業等における教育委員会事業や教職員研修を見直し、年次有給休暇取得促進日を設定します。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	促進日の拡充検討		

取組名	教職員の電話応答時間の設定		
取組内容	教職員の勤務時間外となる時間帯の電話について、勤務時間外の電話対応を見直すことにより、教員が授業準備や教材研究に一層専念できる環境を整えます。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	全学校での試行実施		全学校で実施

■教育委員会の支援

取組名	教育委員会の事業等の精選		
取組内容	各事業等における研究指定、モデル事業指定については、事業目的を明確にし、指定校数や研究内容等の精選を行います。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	指定校数や研究内容の精選を順次実施		

取組名	コンピュータでの動画視聴による研修実施		
取組内容	教員が子どもと向き合う時間を可能な限り設定できるように、集合研修について、出張時間の短縮や出張回数の低減を図るべく、コンピュータでの動画視聴による研修を実施します。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	集合研修の出張の回数低減		

取組名	学校訪問等に係る負担の軽減								
取組内容	教育委員訪問・指導課の計画訪問を実施する際に準備する資料の精選や訪問時間の短縮等、負担軽減に努めます。								
年次計画	<table><tr><td>令5（2023）</td><td>令6（2024）</td><td>令7（2025）</td></tr><tr><td colspan="3">学校訪問にかかる負担軽減の推進</td></tr></table>			令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）	学校訪問にかかる負担軽減の推進		
令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）							
学校訪問にかかる負担軽減の推進									

取組名	ICT 化の推進								
取組内容	ICT 端末を校務支援や指導ツールとして活用することで、授業改善をするるとともに、授業準備等にかかる事務の負担を軽減してきます。								
年次計画	<table><tr><td>令5（2023）</td><td>令6（2024）</td><td>令7（2025）</td></tr><tr><td colspan="3">ICT 化の推進</td></tr></table>			令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）	ICT 化の推進		
令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）							
ICT 化の推進									

取組名	事務機器等の更新		
取組内容	旧式化した事務機器等について、各校の実情に応じて、リース等の効率的な調達手法を行い、順次更新し、事務の効率化を図ります。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	順次更新		

取組名	部活動指導員の拡充		
取組内容	部活動指導における教員の負担軽減を図るため、中学校に部活動指導員を配置します。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	拡充配置		

取組名	専門スタッフ（SC・SSW）・市教育相談員・市特別支援教育アドバイザーの派遣		
取組内容	学校における様々な生徒指導課題や特別支援教育に関する課題に対して、専門スタッフを派遣することにより、教員の負担軽減や課題解決を図ります。また、令和４年度より市特別支援教育アドバイザーを配置し、支援にあたります。		
年次計画	令５（２０２３）	令６（２０２４）	令７（２０２５）
	専門スタッフの派遣		

取 組 名	文書等に係る事務負担の軽減		
取組内容	教育委員会事務局の学校に対する発出文書等について、内容な回答方法等の見直しを図り、文書事務負担の軽減に取り組めます。		
年次計画	令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）
	削減に向けた取組の実施		

取組名	スクール・サポート・スタッフの配置拡充								
取組内容	教職員の事務的な業務(印刷業務、データ入力等)を補助するための非常勤職員配置の拡充をし、教職員の負担軽減を図ることにより、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる環境を整備します。								
年次計画	<table><tr><td>令5（2023）</td><td>令6（2024）</td><td>令7（2025）</td></tr><tr><td>配置の拡充</td><td colspan="2">全校配置</td></tr></table>			令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）	配置の拡充	全校配置	
令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）							
配置の拡充	全校配置								
取組名	学校事務の効率化								
取組内容	学校間連携型による事務実施について、各一貫教育校の事例を共有・調査研究をし、本市学校事務の円滑な推進に資する取組等について検討を行います。								
年次計画	<table><tr><td>令5（2023）</td><td>令6（2024）</td><td>令7（2025）</td></tr><tr><td colspan="3">各一貫教育校で取組検討</td></tr></table>			令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）	各一貫教育校で取組検討		
令5（2023）	令6（2024）	令7（2025）							
各一貫教育校で取組検討									

5 新たな取組

■学校における取組

① 隔週で午前授業を実施

月2回程度を午前授業とし、まとまった校務処理の時間を確保します。教材研究や会議のほか、教職員が計画的に年次休暇を取得できる環境を整備します。

② 長期休業における日直業務の時間短縮

校内での教育活動がないことを前提に、学校の施設整備の巡視、外部との連絡等を行う日直業務の従事時間を短縮します。例) 8:00～15:30

③ 夏季休業における早出勤務制度の導入

早朝勤務導入することで、気温上昇による部活動の熱中症リスクを減らし、生徒の安全を確保します。また、教職員が午後の時間を有効活用でき、教職員のワーク・ライフ・バランス向上にも繋がります。

■教育委員会における取組

① 働き方改革連絡協議会の設置

市内各校の校長が参画する「働き方改革連絡協議会」を設置し、各校の取り組み状況や成果、課題を共有することで、迅速な改革推進と効果的な見直しを目指します。協議会では、成功事例の共有や課題解決に向けた議論を行い、市全体の働き方改革を加速させます。

② 統合型校務支援システムの導入に向けた環境整備

令和8年度の統合型校務支援システム導入に向け、ネットワーク環境の整備、セキュリティ対策、教職員への研修計画、運用体制の構築を進め、学校現場における情報共有の円滑化、業務の効率化、教職員の働き方改革を推進し、教育の質の向上を目指します。

③ 部活動における地域連携・地域移行の推進

学校部活動の地域連携・地域移行を促進するため、野球競技をモデルとして地域クラブ化を目指します。

6 つがる市働き方改革 4 つの数値目標

1 時間外勤務が月 80 時間超の教職員割合 0 %

2 19 時までに退勤する教職員の割合 70 %以上

3 年次休暇取得日数 5 日以上 100 %

(令和 2 年度 88% 令和 6 年度 98%)

4 年次休暇平均取得率 30 %以上

(令和 2 年度 25.5% 令和 6 年度 34.5%)